

日高市学校給食特例給付金 Q&A

市内小・中・義務教育学校に在籍

Q:家庭の方針により、学校給食の提供を受けない予定なのですが、特例給付金の対象となりますか。また、その場合はどのような手続きが必要ですか。

A:食物アレルギーの他、家庭の方針、宗教上の理由等により、学校給食の提供を全く受けられず、弁当等をご家庭から持参していただく場合についても、特例給付金の支給の対象となります。

その場合、別に定める「学校給食申込書」及び「弁当等持参申請書」の提出が必要となり、後者のうち「弁当の持参」等を希望する旨選択していただき、学校長に提出していただきます。この場合、学校で全部弁当持参等の可否について協議した結果を踏まえた「学校長の意見」を付した「弁当等持参申請書」を、学校長から市長あてに提出していただきます。市長による審査後、市長から申請保護者の方に対し、全部弁当持参を許可する旨「弁当等持参許可決定通知書」を、学校長を経由して通知させていただきます。

Q:年度当初から、食物アレルギーにより全部弁当を持参している児童がいる保護者です。年度途中で医師の診断を受けたところ、食物アレルギーによる疾患が治癒したため、途中から学校給食の提供を受けたいのですが、給付金の支給はどうなりますか。その場合の手続きはどうしたらよいですか。

A:弁当持参を停止した日によって変わります。全部弁当を持参した日数がその月の要出席日数の半分以上の場合は、当該月も特例給付金支給対象月となります。

一方、全部弁当を持参した日数が要出席日数の半分未満の場合は、給付金支給対象外となります。

弁当持参停止・給食再開後は、給食費無償化の対象となります。手続きとしては、別に定める学校給食等再開届を、学校長を経由して市長に提出していただく必要があります。

Q:乳糖不耐症により牛乳飲用停止を希望する児童がいる保護者です。

これまでは、代替飲料としてお茶等を持参しており、学期末月の給食費で牛乳代金分を返金してもらっていましたが、無償化後の取扱いはどうなりますか。また、必要な手続きはありますか。

A:給食費の無償化に伴い、学期末の牛乳代金分の返金はいりません。よって代替飲料を持参するのではなく、給食としての緑茶等の提供をお考えいただくようお願いいたします。

手続きとしては、「飲用牛乳停止要望書」に停止希望の理由や摂取後の症状等を記載し、学校長に提出していただきます。給食としての緑茶等の提供を受ける方向でご検討いただき、どうしても代替飲料の持参を予定される場合は、別に定める「弁当等持参申請書」の提出が必要となります。学校において、牛乳停止による代替飲用の可否について協議した結果を記入した「弁当等持参申請書」を、学校長から市長あてに提出していただきます。別に定める「学校給食申込書」及び「弁当等持参申請書」の提出が必要となり、後者のうち「代替飲料の持参」等を希望する旨選択していただき、学校長に提出していただきます。この場合、学校で代替飲料の持参等の可否について協議した結果を踏まえた「学校長の意見」を記入した「弁当等持参申請書」を、「学校給食申込書」と併せ、学校長から市長あてに提出していただきます。市長

による審査後、市長から申請保護者あてに「弁当等持参許可決定通知書」を、学校長を経由して通知させていただきます。

その後、市長が「弁当等持参届」を収受し、給食センターにてその内容を審査した結果、市長から当該保護者あてに、「弁当持参等決定通知書」において「その他（牛乳代替飲料の持参）」を許可した旨を、学校長を経由して通知いたします。

市内在住で市外の私立学校、特別支援学校等に在籍

Q:市内在住で市外の私立小学校に通学する児童がいる保護者です。特例給付金申請書を提出する予定ですが、在籍証明書を学校に依頼したところ、申請書の提出期限までに間に合わないと言われました。申請書だけを提出し、在籍証明書は後から提出してもよろしいですか。

A:特例給付金申請書の添付書類としては在籍証明書に限らず、学生証の写しなど、当該学校に在籍していることが証明できる書類であれば有効となります。

Q:市内在住で市外の特別支援学校に通学している生徒の保護者です。

就学奨励費は半額補助を受けています。

通学する学校の給食費は日割集金で1食あたり300円、月額だと3,000円前後です。

体調に波があるため、授業があるすべての日に出席できず、毎月10日程度しか登校・喫食できていません。

支弁区分によると半額補助のため、月額1,500円程度となりますが、この場合は給付金の計算はどのようになるのでしょうか。

A:特例給付金額の計算方法については、実費が日高市給食費相当額より安い場合でも、給食費相当額を支給するものです。

例えば、1学期を対象に考え、要出席日数 70 日、出席日数 36 日の場合、

$5,200 \text{ 円} \times 4 \text{ か月} \times 36 / 70 = 20,800 \text{ 円} \times 0.51$ (小数点第三位四捨五入) = 10,608 円

となります。給食費の補助額が就学奨励費により 5,000 円(半額補助) だった場合、

補助額を控除するため

$10,608 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円} = 5,608 \text{ 円}$ が特例給付金支給額となります。

Q:市内在住で、坂戸市立中学校に通学している生徒の保護者です。坂戸市は既に給食費を無償化しておりますが、所定の手続きをすれば、日高市からも特例給付金の支給を受けることができますか。

A:他自治体で、日高市と同等の給食費無償化制度や経済措置を行っており、その対象となっている場合は、給付金は支給いたしません。